

# 学校における医療的ケアに関するガイドライン

令和4年7月

八尾市教育委員会



# 目 次

1	医療的ケアについて	( 1 )
	(1) 医療的ケアとは	
	(2) 学校における医療的ケアの範囲	
	(3) 医療的ケアの対象者	
	(4) 医療的ケアの実施について	
2	医療的ケアに係る役割	( 6 )
	(1) 教育委員会	
	(2) 学校	
	(3) 看護介助員	
	(4) 教職員	
	(5) 養護教諭	
	(6) 学校医	
	(7) 主治医	
	(8) 保護者	
3	関係機関等の連携	( 8 )
	(1) 学校における連携	
	(2) 医療機関との連携	
	(3) 保護者との連携	
4	研修機会の提供	( 9 )
	(1) 看護介助員に対する研修	
	(2) 教職員に対する研修	
5	緊急時の対応	( 1 0 )
6	災害時の対応	( 1 1 )
7	事故への対応と情報の共有	( 1 1 )
	(1) 事故への対応	
	(2) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と分析	
8	個別マニュアルの作成	( 1 2 )
	(1) 医療的ケア実施の手順	
	(2) 緊急時対応マニュアル	
	(3) 個別マニュアルの変更	
9	校外における医療的ケア	( 1 3 )
	(1) 校外学習	
	(2) 宿泊学習	

# 1 医療的ケアについて

## (1) 医療的ケアとは

医療的ケアとは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

現在、学校に在籍する医療的なケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）は年々増加しており、医療的ケア児を取り巻く環境も変わりつつあります。八尾市では、医療的ケア児に対して求められる様々な対応については、関係者（主治医、学校医、教職員、保護者、八尾市教育委員会（以下、「教育委員会」という。))が連携をとり、医療的ケア児が、健康で安全に学校生活を送ることができるよう取り組んでいます。

\* 医行為とは医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を有しないものは行ってはいけません。

## (2) 学校における医療的ケアの範囲

八尾市立学校では、医療的ケアは看護師資格を有する看護介助員が、主治医の指示書の範囲で実施します。

### 【学校生活の中で行われる医療的ケアの例】

- ・経管栄養（口腔ネラトン法、経鼻経管栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・IVH 中心静脈栄養
- ・口腔・鼻腔内吸引
- ・経鼻咽頭エアウェイ内吸引
- ・気管切開部からの吸引
- ・気管切開部の衛生管理
- ・ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入
- ・酸素療法
- ・人工呼吸器の使用
- ・導尿（介助）
- ・その他（教育委員会が実施可能と認めたもの）

## (3) 医療的ケアの対象者

医療的ケアの対象者は、障がいの状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、安全性の確保はもとより十分な教育を受けられることについて保護者が合意した児童生徒とします。具体的には、医療的ケアの対象者は、保護者から医療的ケアの申請があり、主治医の意見に基づき教育委員会が実施を認めた児童生徒です。

#### (4) 医療的ケアの実施について

医療的ケアの実施に当たっては、教育委員会が教育・医療等の関係者で構成する就学支援委員会と連携を図り実施に関する協議を行います。

また、医療的ケアを実施する学校では、医療的ケア校内委員会を設置するほか、保護者及び医療機関等と連携を図り、学校における実施体制を構築します。

##### <医療的ケア校内委員会>

- ・医療的ケアを実施する学校は、組織的に医療的ケアを実施できるように、校内に医療的ケア校内委員会を設置し、校内体制の整備・充実を図ります。既存に類似の体制がある場合にはそれを活用するなど、効率的な運営に努めます。

##### ○ 実施に当たっての留意点

- ・医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることが大切です。
- ・医療的ケア児の実態は多様であり、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。

##### ○ 市立学校における医療的ケア

医療的ケアを実施する場合、学校に看護介助員を配置します。公務等により看護介助員等が不在となる場合は看護師免許を有する看護介助員を派遣します。万が一派遣できない場合は、医療的ケアの実施については保護者に協力をお願いすることがあります。

##### ○ 医療的ケアに必要な器具や消耗品

医療的ケアに必要な器具については、すべて保護者が準備します。また、感染症防止のため、日々の器具等の衛生管理についても保護者が行います。なお、医療的ケアの実施にあたり、看護介助員が使用する消耗品については、医療的ケア児在籍校必要消耗品費により市でも負担します。

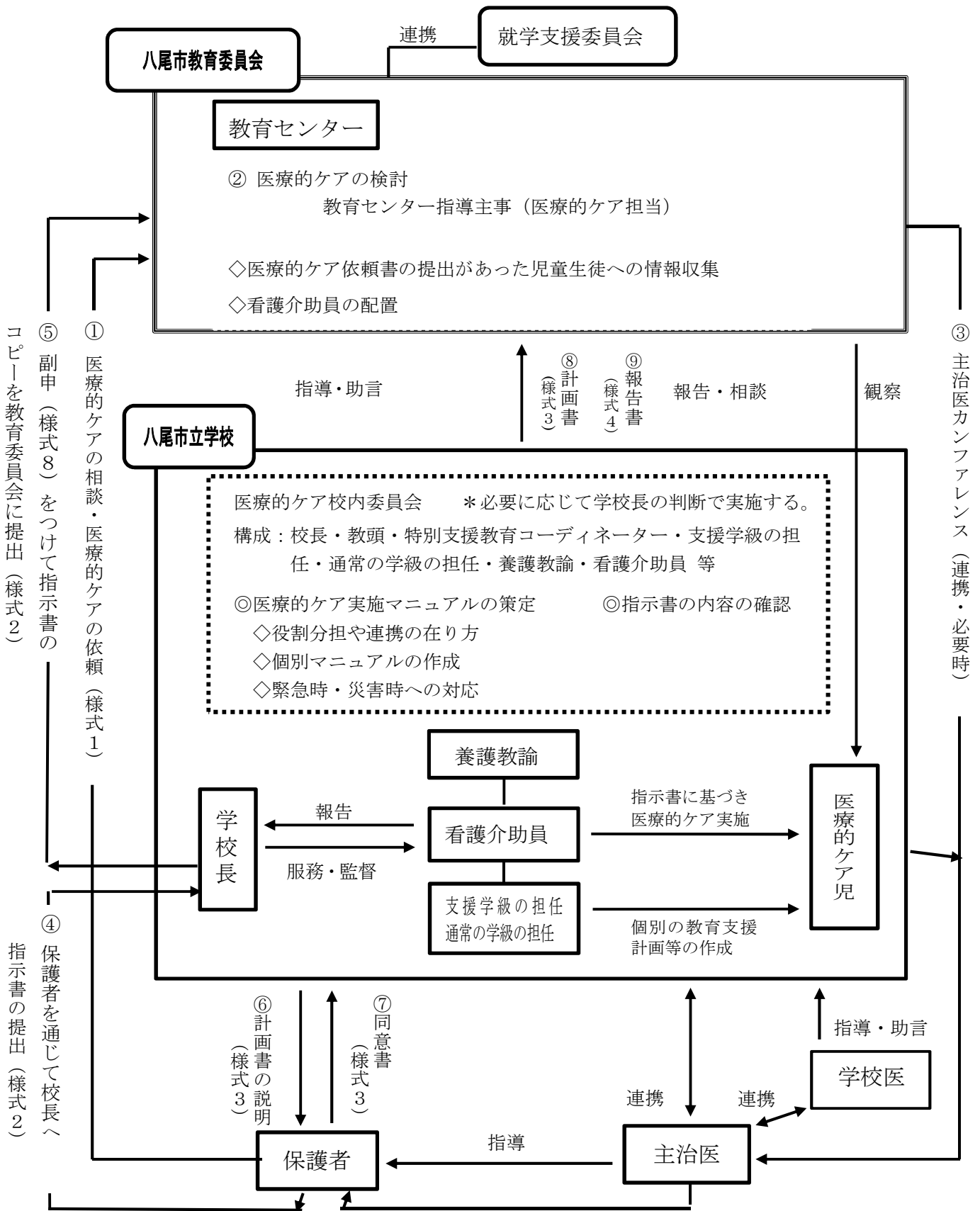
##### ○ 「個別の教育支援計画」の作成

- ・「個別の教育支援計画」を作成する際には、当該医療的ケア児又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該医療的ケア児の支援に関する必要な情報の共有を図ります。なお、主治医や看護介助員等から情報を得る際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ることに留意します。

##### ○ 医療的ケア実施体制

医療的ケアを実施する学校は、組織的に医療的ケアを実施できるように医療的ケア実施体制を整える必要があります。次項に、本市における医療的ケア実施体制を記しています。

# 八尾市における医療的ケア実施体制



\* 医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等について、学校と保護者双方で共通理解する。  
 \* 医療的ケアが必要でなくなった場合は、保護者が医療的ケア解除申出書(様式5)を教育委員会に提出する。  
 \* 学校から教育委員会に書類を提出する際、写しを提出し、原本は学校で保管する。

## ○ 医療的ケア実施の手続き

### ア 医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れる流れ（新規の場合）

1. 就学相談の実施（八尾市教育委員会事務局 教育センターにおいて）  
医療的ケア担当指導主事・相談員が担当

↓

2. 保護者より「医療的ケア依頼書」を教育委員会へ提出【様式1】（フロー図①）  
在籍途中より医療的ケアを要する状態となった場合も同様。  
更新の場合は、保護者→学校→教育委員会の順に提出。

↓

3. 医療的ケアの検討（フロー図②）  
教育委員会は、日常実施している医療的ケアが学校でも実施可能かどうかについて検討する。

↓

4. 子どもに対する行動観察  
指導主事等は、就学前施設を訪問し行動観察を行う。園で実施している医療的ケアの内容に関する事等を聞き取る。

↓

5. 就学先の決定（子どもの様子や状況を把握し、医療的ケアの内容についても検討した上で）  
教育委員会は、就学支援委員会の意見を聴取する。保護者・本人の意向を尊重しつつ、就学先を決定する。

↓

6. 主治医訪問（指示書作成の依頼）【様式2】（フロー図③）  
保護者、就学先小学校の校長（または教頭、特別支援教育コーディネーター等の関係教職員）、医療的ケア担当指導主事が主治医を訪問し、保護者は指示書の作成を依頼する。  
  
（指示書の記載事項）
  - ・ 日常的に実施するケアの具体的方法について
  - ・ 緊急時の対応について
  - ・ 緊急時の受け入れ先の病院（救急隊員の判断による場合がある。）

↓

7. 指示書の提出（フロー図④⑤）  
保護者は、主治医より受け取った指示書を確認し、校長へ提出する。校長は指示書を確認し、副申をつけて指示書のコピーを教育委員会に提示する。（学校に原本、教育委員会に写しを保管）

↓

8. 学校による指示書の内容の確認（医療的ケア校内委員会）【様式2】  
学校に設置されている医療的ケア校内委員会において、指示書の内容について確認する。

↓

9. 看護介助員による医療的ケア実施に関する計画書の作成 【様式3】（フロー図⑥）  
校長の指示の下、看護介助員は、指示書に基づき医療的ケア実施に関する計画書を作成する。

10. 医療的ケア実施に関する計画書に対する保護者の同意 【様式3】（フロー図⑦⑧）

保護者は、医療的ケア実施計画書の内容について、校長より説明を受け、同意すれば同意書に署名する。校長は、「計画書及び同意書」を教育委員会に提出する。



11. 保護者からのレクチャー（医療的ケアの手技、手順について習得する。）

技術習得度にもよるが、看護介助員は、入学後必要な期間（～最長約1か月程度）、保護者より医療的ケアの手技・手順のレクチャーを受ける。

（確認内容 吸引器使用の例）

- ・必要物品、医療機器の取扱い、体位変換等について
- ・登校時の吸引器に付随する物品の整理を保護者に依頼
- ・吸引瓶は空で、加湿水は補充、バッテリーは充電した状態で登校（機器による）
- ・緊急時対応の際の必要物品の設置場所、「緊急バッグ」の中に入れておく医療材料等



12. 個別マニュアル等の作成

担任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭の協力を得ながら、看護介助員を中心に個別マニュアルと緊急対応マニュアル等を作成する。



必要に応じて医療的ケア担当指導主事による指導・助言

13. 指示書・個別マニュアルに基づいた医療的ケアの実施



必要に応じて主治医カンファレンスの実施・報告

14. 医療的ケア実施報告書の提出【様式4】（フロー図⑨）

学校は、年度末に実施報告書を作成する。（主治医の確認欄への署名は、15. 次年度に備えた指示書の更新依頼と合わせてもよい。）



15. 次年度に備えた指示書の更新依頼

必要に応じて3月上旬頃までに校長、保護者等の学校関係者が、主治医を訪問し、主治医カンファレンスを実施する。



16. 保護者は、新しい指示書を3月末までに校長に提出する。校長は指示書のコピーを副申をつけて教育委員会に提出する。（原本は学校で保管する。）

※ 医療的ケアの実施が必要でなくなった場合 【様式5】

保護者は、主治医から指導を受け「医療的ケア解除申出書」を教育委員会に提出する。

イ 医療的ケアの実施内容に変更又は追加のある場合

医療的ケアの実施方法、配慮事項や具体的な受け入れ方法に変更又は追加が生じた場合は、保護者が校長や教育委員会にその旨を相談します。

必要に応じて、保護者ととともに校長又は看護介助員等学校関係者が主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



## 2 医療的ケアに係る役割

### (1) 教育委員会の役割

医療的ケア児にかかわる関係者・関係機関が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保する措置を講じます。

- ・医療的ケア児に係るガイドライン等の策定・改訂
- ・医療的ケア児の就学に向けての相談と支援内容の検討
- ・医療的ケアを実施する看護介助員等の確保
- ・医療的ケアを実施する看護介助員等への研修の実施
- ・医療的ケアの実施事例の蓄積及び分析
- ・医療的ケアの実施体制等についての保護者や医療関係者等への周知 等

### (2) 学校（校長）の役割

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、看護介助員を中心に教職員等が協力する体制を構築します。また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携のもと迅速に対応します。

- ・学校における医療的ケア実施マニュアルの策定
- ・医療的ケア校内委員会の設置・運営
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・保護者、医療機関等との連携体制の構築
- ・緊急時・災害時の対応に備えた体制整備
- ・教育委員会へ実施状況の報告
- ・学校に配置された看護介助員等のサービス管理・勤務管理 等

### (3) 看護介助員の役割

看護介助員は、主治医の指示に基づき、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施します。そのため、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめます。また、医療的ケア児の支援のために日常生活動作の介助も行います。

- ・医療的ケア実施に関する計画書の作成
- ・医療的ケアの実施
- ・主治医・学校医、教職員・保護者と情報共有し連携
- ・指示書に基づく個別マニュアル（個別の医療的ケア実施手順）の作成
- ・緊急時の対応マニュアルの作成と緊急時の対応
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・ヒヤリ・ハット時の事例の蓄積と予防対策
- ・食事介助など日常生活動作等における介助 等

#### (4) 教職員の役割

看護介助員等と連携しながら、組織的に医療的ケアを実施することができるように、全教職員が医療的ケアについて理解を深め、子どもの支援に当たります。

- ・ 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・ 医療的ケアに必要な衛生環境への理解
- ・ 看護介助員等との情報共有
- ・ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・ 緊急時のマニュアルの作成への協力
- ・ 自立活動の指導等（支援学級の担任と通常の学級の担任との連携による個別の指導計画の作成）
- ・ 緊急時の対応 等

#### (5) 養護教諭の役割

養護教諭は、全ての児童生徒等の健康をつかさどり、医療的ケア児の健康状態も把握し、医療的ケアを実施する看護介助員の補助を行い、外部関係機関との連絡調整を行います。

- ・ 保健教育・保健管理等の中での支援
- ・ 児童生徒等の健康状態の把握
- ・ 医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・ 主治医・学校医等医療関係者との連絡・報告
- ・ 看護介助員等と教職員との連携支援
- ・ 校内研修会の企画・運営
- ・ 緊急時の対応 等

#### (6) 学校医の役割

学校医は、医療的ケア児について主治医からの情報提供を受け、当該医療的ケア児を診察し、看護介助員に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言する。また、看護介助員からの状況報告等を踏まえ、主治医等と医療的ケア児の学校生活上の情報を共有する。

- ・ 保健・医療に係る指導・助言
- ・ 医療的ケア実施マニュアルや個別マニュアル等の確認
- ・ 個々の実施に当たっての指導・助言
- ・ 主治医との連携
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 課外活動や宿泊学習等への参加の判断に当たっての指導・助言

#### (7) 主治医の役割

主治医は、医療的ケアの指示の内容に責任を負います。健康状態や学校の状況等を踏まえて指示書を作成し、学校医に情報提供します。

- ・本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・個別の手技に関する看護介助員等への指導
- ・個別マニュアル・緊急時対応マニュアルへの指導・助言・承認
- ・教育委員会や学校への情報提供
- ・保護者への説明 等

## (8) 保護者の役割

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、看護介助員に医療的ケア児の健康状態を報告する等、適切なケアを受けるために協力するものとします。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行います。

- ・学校との連携・協力
- ・緊急時（医療的ケア実施者の欠員その他やむを得ない理由により医療的ケアを行うことができない場合等）の対応
- ・医療的ケア児の健康状態の報告
- ・学校と主治医の連携への協力
- ・医療的ケアに必要な物品の準備・器具等の衛生管理

## 3 関係機関等の連携

### (1) 学校における連携

学校において医療的ケアを実施するに当たり、看護介助員、支援学級の担任、養護教諭を含む全教職員が、医療的ケア児への対応と学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、医療的ケア児に関する情報を共有し、連携を図ることが大切です。

安全に医療的ケアを実施するためには、学校における医療的ケア実施マニュアルに基づき、校内において連携協力しながらそれぞれの役割と責任を果たしていくことが重要です。

また、日常におけるヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策、緊急時における役割分担等についても事前に共有する必要があります。

### (2) 医療機関等との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療分野の専門的な指示が必要であり、その指示の内容を作成した主治医との連携が不可欠です。

主治医に医療的ケアの指示を依頼する際には、当該学校における医療的ケアの仕組みの全体像や役割分担を明記した資料を提供して行うこととします。また、緊急時における対応のために、市内の医療機関とも連携し、医療的ケア児の安全確保を図ります。

### (3) 保護者との連携

学校における医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠です。

保護者が、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明することで、実施可能な医療的ケアの範囲についての共通理解を図ることが可能となります。

学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登校後に体調急変時等の対応について、保護者と都度協議を行うこととします。

また、保護者の付添いの協力を得ることについては、医療的ケア児の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限定します。やむを得ず協力を求める場合にも、代替案を十分に検討した上で、その理由や今後の見通し等について保護者に説明することに努めます。

## 4 研修機会の提供

### (1) 看護介助員に対する研修

学校で医療的ケアを実施する看護介助員には、学校という病院とは異なる環境で他職種との協働により医療行為に従事するための専門性が求められます。教育委員会においては、学校に配置する看護介助員の専門性の向上を図るために、医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保します。

また、医療的ケア児を含め、子どもの理解をすすめるために、障がいのある子どもの介助・支援についての知識と技能を高めることをねらいとした研修の機会も提供します。

### (2) 教職員に対する研修

学校全体での組織的な体制を整える観点から、全教職員が、医療的ケア児を含めた児童生徒等の健康と安全を確保するために医療的ケアに係る基礎的な知識を習得しておくことが必要です。養護教諭、看護介助員の連携協力の下、校内研修を実施します。

なお、養護教諭に対して医療的ケアについての研修の機会を確保します。

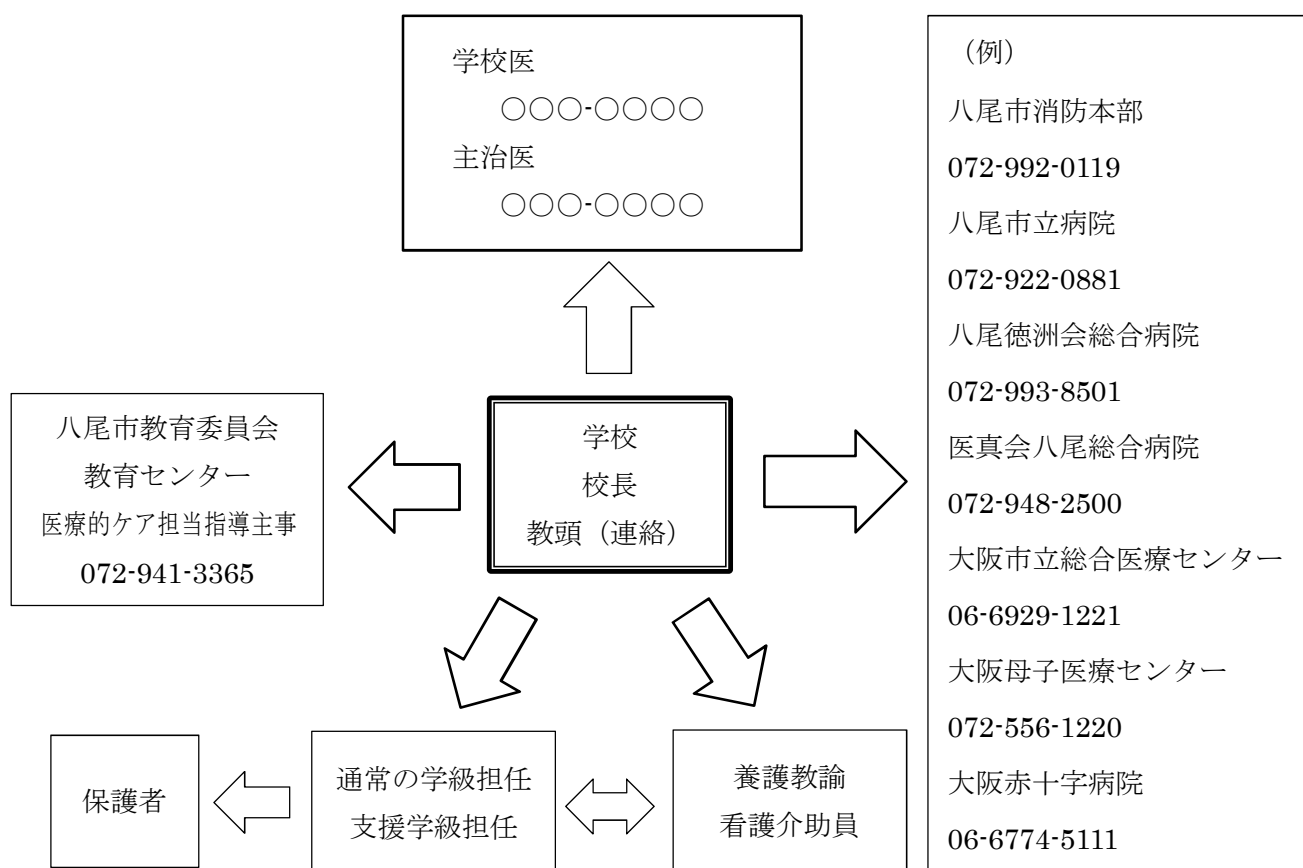


## 5 緊急時の対応

学校在中、学校外在中にかかわらず、緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校、関係者（学校医、主治医、看護介助員等を含む。）との共通理解を図ります。

医療的ケア児については、緊急時の対応として、緊急対応時マニュアルを作成しておきます。

### 緊急連絡システム（例）



児童生徒の救急救命時に受診する病院は、基本的には主治医のいる医療機関ですが、緊急の状況によっては、救急隊の判断で近隣の総合病院（八尾市立病院等）に搬送する場合があります。これについては、あらかじめ保護者に了解を得ておく必要があります。

※医療的ケア実施に関する計画書及び同意書【様式3】に、「救急搬送する必要性が生じた場合、救急搬送先の病院については、その時の状況を把握している救急隊に判断を委ねます。」という一文が記載されています。

## 6 災害時の対応

### (1) 災害時の対策

災害が発生した場合、基本的には迎えにきた当該医療的ケア児の保護者に引き渡しが行われますが、医療的ケア児が在籍する学校では、災害時にも医療的ケアが実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議をしておきます。

また、停電時等に備え、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うなど、災害時の対応を学校関係者（学校医、看護介助員等を含む。）と保護者で事前に確認しておくことが必要です。

登下校中に災害が発生した場合の対応についても、緊急時の対応、医療機関等との連携協力体制を十分に確認します。



## 7 事故への対応と情報の共有

### (1) 事故への対応

学校における医療的ケアの実施に当たっては、事故の未然防止に向けた体制整備を行った上で実施しますが、万一事故が発生した場合は、医療的ケア実施マニュアルに基づき、落ち着いて対応し必要な措置を講ずることとします。

なお、発生した事故の内容については、必ず時系列に経過を整理するとともに、原因、対応状況、結果等をまとめ、学校から教育委員会へ報告し、今後の再発防止に向けた体制整備等必要な見直しを行い、再発防止に努めます。

### (2) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と分析

より安全で確実な医療的ケアを実施するため、学校は事例が発生した場合、ヒヤリ・ハット事例を教育委員会に報告し（様式5）その事例の蓄積・分析を行います。ヒヤリ・ハット事例に関する情報は校内の教職員と共有し、活用します。同様な事例が再発しないよう関係者の助言を受けながら予防対策を考えます。

- ・医療的ケアの途中、あるいは医療的ケア以外の教育活動の時間帯で、児童生徒の健康を害するようなことが生じたときに作成します。
- ・医療的ケア中については担当看護介助員が、医療的ケア以外の時間内は、かかわっていた担任等教職員が作成します。
- ・ヒヤリ・ハットの内容については、校内の教職員間で共有し、再発防止策などの検討を医療的ケア校内委員会などで行い、その検討内容も含めて教育委員会に報告します。

## 8 個別マニュアルの作成

主治医の指示書に基づき医療的ケア児の状況を踏まえた上で、個別マニュアルを作成します。個別の医療的ケア実施手順と緊急時対応マニュアルを作成しておく必要があります。

主治医の指示書の内容が変わるときなどは、保護者の同席の上、学校が医療的ケアの内容について協議し確認しますが、個別マニュアルについても見直し、修正する必要があります。

### (1) 個別の医療的ケア実施手順

看護介助員が、指示書に基づき、個別の医療的ケア実施手順を作成します。この場合、例えば、カテーテルの太さ等の数値もきめ細かく記入します。

### (2) 緊急時対応マニュアル

体調の急変など緊急時の対応は一刻を争う場合があります。対応が必要になるときはどのような症状なのか、そのときはどのような対応をしたらよいのか、などを把握しておくことが大切です。主治医とよく確認し、個別の緊急時対応マニュアルを作成します。また、とるべき行動や役割を明確にしておく必要があります。

#### ◇「個別の指導計画」について

「個別の指導計画」を作成する場合には、医療的ケアを実施することで考えられる教育的な効果を踏まえて作成することも考えられます。例えば、次のようなことがあります。

- ・経管栄養等を通じた生活のリズムの形成（健康の保持・心理的な安定）
- ・吸引の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成（コミュニケーション・人間関係の形成）
- ・排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上（心理的な安定・人間関係の形成）
- ・安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築（人間関係の形成・コミュニケーション）

文部科学省「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」資料3より H29.11.10 ( )内は「自立活動」の区分の例

「自立活動」の充実に努め、児童生徒の成長・発達を最大限に促します。

### (3) 個別マニュアルの変更・更新について

○医療的ケア児の指示書内容や医療的ケア実践の手順についての変更があった場合

- ・看護介助員は養護教諭等と連携し、個別マニュアルを見直します。
- ・医療的ケア校内委員会においても検討します。
- ・校内での対応が決定すれば、職員会議等で情報を共有します。

○年度末に行う更新

- ・指示書や医療的ケア児の状態に基づき、個別マニュアルの更新を行います。

## 9 校外における医療的ケア

### (1) 校外学習

校外学習における医療的ケアの実施については、教育委員会及び学校は、児童生徒の状況に応じ、原則として看護介助員等を配置又は活用しながら、主として看護介助員等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制を構築することとします。その場合には、校外学習のスケジュールに応じ、いつ、だれが、何をするのか、役割を明確にしておきます。

なお、校外学習時に医療的ケア児の実態に応じて、介護タクシー等の利用が必要となる場合については、日時や行き先について、事前に教育委員会と連携を図り、利用について検討します。

### (2) 宿泊学習

校外学習のうち、泊を伴うものについては、原則として看護介助員等の勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、医療機関等との連携協力体制を構築することとします。





## 様式一覧

- 【様式 1】 医療的ケア依頼書  
(保護者→教育委員会の順に提出)
- 【様式 1 - 1】 医療的ケア依頼書 (更新用)  
(保護者→学校→教育委員会の順に提出)
- 【様式 2】 八尾市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書  
(入学時・更新時：保護者→主治医→保護者→学校→教育委員会 (コピー) の順に提出)
- 【様式 3】 医療的ケア実施に関する計画書及び同意書  
(学校→保護者→学校→教育委員会の順に提出)
- 【様式 4】 医療的ケア実施報告書  
(学校→保護者→主治医→学校→教育委員会の順に提出)
- 【様式 5】 医療的ケア解除申出書  
(保護者→主治医→保護者→教育委員会の順に提出)
- 【様式 6】 医療的ケア実施に係るヒヤリハット・アクシデント報告書  
(学校→教育委員会の順に提出)

### その他の書式

- 【様式 7】 医療的ケア実施記録表
- 【様式 8】 八尾市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書 (副申)

※ 様式 1、3～6、8については、その写しを学校保管とする。様式 2、7については、原本を学校保管。いずれも、卒業後 5 年間保存。

(様式1)

## 医療的ケア依頼書

(宛先)

八尾市教育委員会

学校生活において、主治医の許可される範囲で医療的ケアを依頼します。

### 記

1 対象者名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_

3 病名 \_\_\_\_\_

4 主治医 医療機関名 \_\_\_\_\_

主治医名 \_\_\_\_\_

5 学校生活における医療的ケアの内容

6 緊急時の対応について

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

在籍予定校 \_\_\_\_\_

(様式1-1)

## 医療的ケア依頼書（更新用）

(宛先)

八尾市教育委員会

学校生活において、主治医の許可される範囲で医療的ケアを依頼します。

### 記

1 対象者名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_

3 病名 \_\_\_\_\_

4 主治医 医療機関名 \_\_\_\_\_

主治医名 \_\_\_\_\_

5 学校生活における医療的ケアの内容

6 緊急時の対応について

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

在 籍 校 \_\_\_\_\_

(様式2)

令和 年 月 日

## 八尾市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書

(宛先)

八尾市立 学校長

医療機関名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

主治医名 \_\_\_\_\_ ㊟

私が診療している下記のものに対し、保護者が家庭で行ってきた、また今後行うことになる、医療的ケアについて、看護師資格を有する看護介助員に指示の範囲に限って実施させることに承諾します。

また、医療的ケアの実施が決定した場合、学校における医療的ケアが安全に実施されるよう、学校及び保護者と連携していくことに同意します。

なお、この指示書は令和 年度4月1日から3月31日までのものとします。

学 校 名 八尾市立 \_\_\_\_\_ 学校

対 象 者 名 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年度 年生

主たる疾患・病名	投与中の薬剤の用法・用量
1	1
2	2
3	3
4	4

【学校生活の中で必要な医療的ケア】 該当する項目の□にレ点をつけてください。

酸素吸入  常時 流量 ( )  $l/min$   
 必要時 ( ) の場合  
SpO<sub>2</sub> ( ) %以下が ( ) 分以上続く場合、  
流量 ( )  $l/min$  を投与する

薬剤吸入 【 定時  必要時】  
・時間 ( )  
・薬剤 ( ) を ( ) ml を注入  
・生理食塩水 ( ) を ( ) ml を注入



(様式3)

令和 年 月 日

## 医療的ケア実施に関する計画書及び同意書

(宛先)

八尾市教育委員会

八尾市立 \_\_\_\_\_ 学校

校長 \_\_\_\_\_ ㊟

1. 対象者名 \_\_\_\_\_

2. 生年月日 \_\_\_\_\_

3. 病 名 \_\_\_\_\_

4. 計画期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5. 実施計画

実 施 行 為	実施頻度／留意点
<input type="checkbox"/> 吸引 ( <input type="checkbox"/> 鼻腔内吸引 ) ( <input type="checkbox"/> 口腔内吸引 ) ( <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内の吸引 ) <input type="checkbox"/> 経管栄養 ( <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養) ( <input type="checkbox"/> 胃ろう) ( <input type="checkbox"/> 腸ろう) <input type="checkbox"/> その他 (教育委員会で実施可能と認めたもの) [ _____ ]	

### 【緊急時対応】

※医療的ケア実施者の欠員等やむを得ない理由で、付き添い等保護者に医療的ケア実施の協力を依頼することがあります。  
※救急搬送の必要性が生じた場合、救急搬送先の病院については、その時の状況を把握している救急隊に判断を委ねます。

上記の内容について十分な説明を受け内容を理解したので、医療的ケアの実施に同意いたします。

同意日 令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ ㊟

(様式4)

令和 年 月 日

## 医療的ケア実施報告書

(宛先)

八尾市教育委員会

八尾市立 \_\_\_\_\_ 学校

校長 \_\_\_\_\_ 印

1. 対象者名 \_\_\_\_\_

学年 \_\_\_\_\_

2. 生年月日 \_\_\_\_\_

3. 病 名 \_\_\_\_\_

4. 医療的ケア担当者名 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

5. 実施した医療的ケアの内容

実施した医療的ケアの内容	児童生徒の様子等

主治医への質問事項等	主治医確認欄 (サイン又は印)

(様式5)

## 医療的ケア解除申出書

(宛先)

八尾市教育委員会

令和 年 月 日

### 【主治医記入】

対象者名	
生年月日	年 月 日生

令和 年 月 日をもって、学校等における医療的ケアの指示を解除します。

機関名	
住所	
電話	
主治医名	印

### 【保護者記入】

上記のとおり医師の判断がありましたので、学校等における医療的ケアの解除を申し出いたします。

令和 年 月 日

住所	
電話	
保護者名	印



(様式6)

## 医療的ケア実施に係るヒヤリハット・アクシデント報告書

記録者 ( )

報告者情報	学校名			
	学校長名			
発生日時	令和 年 月 日 ( 曜日)	午前・午後	時	分頃
発生場所				
対象者	名前		生年月日	平成 年 月 日
	病名			
	当日の状況			
実施行為				
発見者				
発生状況				
対応状況				
救命救急処置の実施	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり			
発生した背景・要因				
今後の対策				
報告書作成日	令和 年 月 日			

(様式7)

# 医療的ケア実施記録表

NO. \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_

対象者名 \_\_\_\_\_

記入者 \_\_\_\_\_

月	日	曜	時刻	実施内容	観察・引継ぎ事項

※対象者に関する情報が集約されるよう、看護介助員が医療的ケアの実施にあたり、気づいたことを記入するものとする。

校長確認欄

(様式8)

八尾市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書（副申）

(宛先)

八尾市教育委員会教育長

令和 年 月 日

八尾市立 \_\_\_\_\_ 学校

校長 \_\_\_\_\_ ④

標記のことについて、次の者から別紙のとおり提出がありましたので副申します。

1. 対象者名 \_\_\_\_\_

2. 生年月日 \_\_\_\_\_

3. 主たる疾患・病名 \_\_\_\_\_